

盛岡農業振興地域整備計画を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及び当該計画を変更しようとする理由を記載した書面（以下「変更理由書」という。）を次により縦覧に供する。

当市に住民登録している者は、縦覧期間満了の日までに、当該計画の変更案について、市に意見書を提出することができる。

また、当該計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年3月17日までに市にこれを申し出ることができる。

令和8年1月29日

盛岡市長 内 舘

茂



1 農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和8年1月29日

至 令和8年3月2日

2 農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所

盛岡市役所 盛岡市若園町2番18号 農林部農政課

盛岡市渋民字泉田360番地 玉山総合事務所産業振興課

3 意見書の処理方法

農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更を決定した旨の公告と併せて、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告する。